令和4年大和市農業委員会第3回総会議事録

令和4年3月25日(金)午前10時開場 大和市役所5階 全員協議会室

1. 本日の出席委員

1番 古 木 利 明 委員

2番柏木 明委員

3番渡邊カク委員

5番 小川道子委員

6番 長谷川慶太郎委員

7番池田俊一郎委員

8番山口喜充委員

9番 眞 壁 浩 二 委員

10番遠藤一直委員

11番田邊義之委員

12番木村賢一委員

13番上野岩雄委員

14番保田嘉一委員

15番岩崎敏博委員

16番荒井隆幸委員

2. 本日の欠席委員

4番青木裕一委員

3. 農業委員会事務局職員出席者

事務局長 村瀬 知一

次長 岸田 靖雄

主査 髙田 直樹

主査 中川 雅美

4. 本日の議事日程

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 諸報告

日程第 3 報告第 6号 農地法第3条の3の規定による届出について

日程第 4 報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

日程第 5 報告第 8号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届 出について

日程第 6 報告第 9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

日程第 7 報告第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

日程第 8 議案第 2号 農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申 請について

日程第 9 議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農 用地利用集積計画について

日程第10 議案第 4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第 3条の規定による承認申請について

日程第11 議案第 5号 下限面積(別段の面積)の設定について

5. 本日の会議に付した事件

議事録署名委員の指名

諸報告

報告第 6号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号 農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移転の届出について

報告第 9号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

報告第10号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

議案第 2号 農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請について

議案第 3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積 計画について

議案第 4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定に よる承認申請について

議案第 5号 下限面積(別段の面積)の設定について

午前10時00分 開会

○議長 ただいまの出席委員は15名で、定足数に達しておりますので会議は成立いた しました。

これより令和4年3月大和市農業委員会第3回総会を開会いたします。

議事日程はお手元に配付したとおりでございます。

- ○議長 日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員は、慣例に従いまして議長において、5番、小川道子委員、6番、長谷川慶太郎委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。
- ○議長 日程第2、諸報告を議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 総会資料1ページをごらんください。

2月15日、令和3年度県道丸子中山茅ヶ崎線道路整備促進協議会第2回全体 会議が書面で開催され、岩崎委員、保田委員が参加されました。

2月21日、大和市経営生産対策推進会議が書面で開催され、会長が参加されました。

2月22日、大和市民まつり第4回役員会が書面で開催され、眞壁職務代理が 参加されました。

諸報告につきましては以上でございます。

○議長 事務局の説明が終わりました。本件についてご意見等、何かございますでしょ うか。

真壁委員。

○眞壁委員 2月22日に大和市民まつりの書面会議が開催されました。議題としましては、オンラインの企画内容の案について賛成かどうか、あと、ポスターの案について賛成かどうかということの書面評決でした。結果は3月に出ておりますが、賛成の方向で、原案に従って市民まつりをオンラインでやろうということで進んでおります。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

ほかに。上野委員。

○上野委員 3月4日に、大和市民まつり第2回出店部会が書面で開催されまして、書 面評決書を提出しております。

以上です。

○議長ありがとうございました。

私から1点、大和市経営生産対策推進会議でございますけれども、書面で開催されました。農業経営改善計画の認定につきましては、認定後5年経過した方3名、この方がいらっしゃったのですけれども、再認定相当とすることで決定がされました。

なお、現在、認定農業者は29名ということで確認をしております。

以上でございます。

本件は報告案件につきまして、以上をもって終結いたしたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長 日程第3、報告第6号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題に 供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、報告第6号についてご説明いたします。

議案書の1ページの2件がありました。相続により所有権を得たものです。事 務局長専決により書類を受理し、受理通知書を交付いたしました。

なお、本件は、報告第9号及び第10号と関連しております。

説明は以上です。

○議長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第4、報告第7号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 及び日程第5、報告第8号、農地法第5条第1項第7号の規定による所有権移 転の届出についてを一括議題に供します。 事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、ご説明いたします。

報告第7号については、議案書2ページの1件が、報告第8号については、議案書3ページの4件がございました。案内図は総会資料の4から5ページでございます。いずれも添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理通知書を交付いたしました。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

○議長 日程第6、報告第9号、生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について及び 日程第7、報告第10号、相続税の納税猶予に関する適格者証明についてを一 括議題に供します。

報告第9号及び報告第10号について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、関連がありますので一括してご説明いたします。

報告第9号は、議案書の4ページ、資料は6から7ページとなります。報告第 10号は、議案書の5ページ、資料は8ページとなります。

生産緑地を所有する被相続人が死亡したことにより、相続人である子とその妻が、生産緑地の買取り申出を行うためと相続人である子が相続税の納税猶予を受けるために、被相続人の主たる従事者証明及び相続人の適格者証明を願い出たものです。

本件の被相続人は、亡くなる直前まで農業に従事しており、実質の農業経営主であったことから、主たる従事者であると判断できます。また、相続人である子は、被相続人が亡くなる以前から農業に従事しており、今後も農業経営を行っていくとのことで、納税猶予の適格者であると言えます。現地は露地野菜及び施設野菜が栽培されており、肥培管理がなされております。

ついては、3月9日に上野委員と相続人宅に赴き、相続人である子とその妻に

確認した上、現地確認を行い証明したものです。

以上、ご報告いたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。 報告第9号及び報告第10号について、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 事務局の説明のとおり、3月10日に、私と事務局で現地に赴き、申請人である相続人に聞き取りを行い、現地確認をいたしました。現地は肥培管理されていました。被相続人が農業経営者であったことは確認しております。また、納税猶予に関して、よく意思確認を行いました。今回の件につきましては、いずれも問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見はございますでしょうか。 (発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

本件は報告案件につき、以上をもって終結いたします。

日程第8、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてをご説明いたします。議案書6ページ、資料10ページから11ページになります。

申請地及び申請者は議案書記載のとおりです。登記地目は畑で、現況も畑です。 申請地の位置は、総会資料10ページの斜線で示しております。譲渡人は父、 譲受人は三女の関係で、農家分家住宅として転用するものです。

譲受人は、子の成長により手狭となった賃貸住居から転居する必要があり、将来を考え、実家周辺に住宅建築を計画されましたが、複数交渉するも適地が得られず、譲渡人である父が自己所有農地の一角を勧めるに至りました。譲渡人

とその妻は、農地以外の土地を所有していますが、全て貸しており、農地以外 に選択肢はありません。

隣接農家及び譲渡人の残地農地での営農に与える影響が最も少ない集落側の一角を選んだため、位置として妥当です。また、今後家族が増える可能性を鑑みると、住宅への転用面積も妥当なものと考えます。

都市計画法の開発許可を見込まれており、許可後は遅滞なく申請の用に供するための工事着工がなされると認められます。計画期間は許可後より7カ月となっております。被害防除として、現地境界にブロック2段積みの擁壁を設置し、雨水は敷地内にて浸透処理するとする計画です。農地の区分は、市街化区域に近接し、農地の広がりが10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

令和4年3月17日に、地元の荒井委員と事務局とで、譲受人及び譲渡人の代理人の立ち会いもと、現地等の状況を調査いたしました。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いします。 荒井委員、お願いします。

○荒井委員 3月17日に現地にて、事務局と私で譲渡人、譲受人の代理人にお会いし現地を確認しました。本申請の意思確認をし、農家分家住宅として利用していく旨の返答を受けました。今回の転用については問題ないと思います。

○議長ありがとうございました。

以上です。

地元委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますでしょうか。 長谷川委員。

- ○長谷川委員 資料 1 0 ページの地図を見ますと、南側のほうに駐車場と書かれた場所 がありますが、これは、ここのお父様の所有する土地になるのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 そのとおりです。父が、車両置き場として貸している土地となっています。

- ○長谷川委員 車両置き場として貸していると、建物が建っていないのであれば、農業 委員として農地を守るという立場で考えると、こちらのほうに建物を建てるの が妥当ではないかと思うのですが。普通の借家、借地と違って使用貸借ですか ら、立ち退きを求めるのも、期限が来てしまえばそんなに難しいことではない と思うのですが、そのあたりいかがでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 基本的に、貸している駐車場等も含めてですが、もう既に転用の許可が下りたところで貸しているという形になりますので、逆に、ほかの会社が営業している場所を取り上げて自分たちの家を建てるというのも、経済的にも影響があるということになります。開発でも当然、そういったところがあれば、そちらを優先するべきだという考えもありますけれども、こちらの基準といたしましては、既にもう使われている場所、完全な空き地であれば、そこにしてくださいというのは当然のことだと思います。既に使われている場所について、立ち退いてまでそこにしなければいけない案件ではないと考えますので、この場所が適地だとして、農家分家住宅として選ばれております。

以上です。

- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 あと、10ページの地図上の②のところの一部というのは、接道要件を 満たすためにつなげてあるようなものなのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 11ページのカラーのページをご確認いただきたいのですけれども、下側の写真で点線で斜めに拾ってある線を引いているのですが、道路から斜めにスロープをつけて、中に進入した後に、上の平面のところを宅地として開いてという形でつなげると聞いていますので、今回の②の部分については、スロープ部分になります。
- ○議長 長谷川委員、よろしいですか。ほかに質問、意見、ございますでしょうか。木村委員。
- ○木村委員 これと直接は関係ないのですけれども、1つの例として、分家住宅の件で すが、例えば、市街化区域にマンションができている。そこに駐車場が、マン

ションの戸数が20戸あるとしたら、20戸分の駐車場と。その方は、そこ以外は調整区域しかないのですね。調整区域の、おまけに農用地のところで、農用地が解除されない限り利用ができないのだけれども、その方の子に実は家をつくってやりたいのだと。そういう家の場合、そのマンションがある駐車場部分を分家としてやればいいのだと言われてしまっている。ところがそれは、今の話ではないが、駐車場に使われてしまっている関係で、そこに家を建てるわけにいかないということで、現時点では、分家をつくりたくてもつくれる場所がない。畑はあるのだけれども農用地になってしまうということで、農用地の解除も簡単にはままならないというようなケースの場合、親としてみれば、分家を何とかつくってやりたいということなのだけれども、それは市街化区域のマンションのあるところの駐車場は、行政としてはそこを使いなさいというのだが、今の話ではないけれども、利用してしまっているから建てるわけにいかない。

そういうことで、今後のこととして、農用地の解除を何とか、5年に1度ぐらいになっているわけですね。県の関係なのだけれども、今後事情を詳細に確認していただいて、何とか農用地を解除して、その部分に分家をつくる許可を出すという段取りを、今後の方向としてご検討してもらえないのかと。

一応そういう例がありますので。今回のこの例とは直接関係ないのだけれども、 似たようなケースになるかと思うので、念のために発言させていただきました。 以上です。

○議長 個別の案件ですので、また、今おっしゃった形でお願いいたします。 ほかに。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による使用貸借権設定許可申請についてを採決いたします。

本件を許可相当の意見とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第2号は、許可相当の意見とすることに決

定いたしました。

○議長 日程第9、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画についてを議題に供します。

なお、受付番号5番について、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限によりまして、先に議題に供します。議事参与の制限は、「委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」となっておりますので、該当する委員に退席をしていただきます。

この場で暫時休憩します。

○議長 再開します。

受付番号5番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 受付番号5番についてご説明いたします。継続の案件になります。議案書8 ページ、資料は20から21ページになります。

大和市長から、令和4年3月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は624㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在5,975㎡を経営しています。農業経営者1名で農業経営を行っております。令和4年3月9日に、上野委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強化 促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

上野委員、よろしくお願いします。

○上野委員 受付番号5番について、3月9日に事務局と現地に赴き、貸人及び借人と お会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。借 人については、他の農地も借りて良好に耕作しており、問題ないと思います。 以上です。

○議長ありがとうございました。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見ございますでしょうか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結します。

これより、議案第3号、受付番号5番を採決いたします。

受付番号5番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号 5 番は、諮問どおり答申することに決 定いたしました。

> 以上、議案第3号、受付番号5番は終了いたしました。 この場で暫時休憩します。

○議長 再開します。

受付番号1番及び6番について、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、受付番号1番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書は7ページ、資料は12、13ページとなります。

大和市長から、令和4年3月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は505㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。借人は耕運機等農機具を所有し、現在5,013㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者3名、農業補助者15名の計19名で農業経営を行っております。令和4年3月11日に、眞壁委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

次に、受付番号6番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議 案書は8ページ、資料は22、23ページとなります。 大和市長から、令和4年3月9日付で農用地利用集積計画の諮問を受けております。賃貸借権を設定する土地の面積は449㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間、賃貸借権を設定し、水稲を栽培する計画です。借人は田植機等農機具を所有し、現在2,715㎡を経営しております。農業経営者1名、農業専従者1名、農業補助者3名の計5名で農業経営を行っております。令和4年3月22日に、眞壁委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

- ○議長 続いて、受付番号2番から4番について、事務局、説明をお願いします。
- ○事務局 受付番号2番についてご説明いたします。継続の案件でございます。議案書 7ページ、資料は14、15ページになります。

大和市長から、令和4年2月8日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は452㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年5月1日から令和7年4月30日までの3年間、賃貸借権を設定して露地野菜を栽培する計画です。トラクターなど農機具を所有し、現在1万593㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名の計3名で農業経営を行うこととなります。令和4年2月9日に、荒井委員と事務局で現地に赴き、借人に聞き取りを行いました。次に、受付番号3番についてご説明いたします。新規の案件でございます。議案書7ページ、資料は16、17ページになります。

大和市長から、令和4年2月7日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は3,048.3㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間、賃貸借権を設定し、ハウスイチゴを栽培する計画です。借人は合同会社の農業部門を分社化させた法人で、令和3年11月に設立されました。

法人代表者の農業経歴をご紹介します。大学在学中の平成20年から三浦市の有機農家で1年間の農業研修を終了後、千葉県の無農薬野菜を直売する農業法人に就職し、2年半従事した後、長野県に移住し、1年間の就農準備期間を経て、平成24年5月に自身で農業法人を立ち上げ代表取締役社長に就任されました。無農薬栽培の米を中心に約70種類の野菜を生産直売し、菓子製造と農家民宿で6次化産業まで育てられました。その後は、平成26年1月に法人をタイにおいて設立し、代表取締役副社長を経て社長に就任されました。4年弱で同社を退職し、沖縄にてイチゴの観光農園の法人の取締役副社長を経て代表取締役社長に就任し、加工品開発等の6次化を積極展開されました。その後、農福連携に力を入れたいと志し、昨年7月に同社を退社し、大和市に拠点を移すに至った方です。

合同会社から農業経営資源などが徐々に移管されていく形になりますが、今回、新規の就農となります。耕運機等の農機具を所有しています。農業経営者1名、農業専従者1名の計2名で農業経営を行うこととなります。令和4年2月17日に、上野委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。次に、受付番号4番についてご説明いたします。こちらは継続の案件でございます。議案書8ページ、資料は18から19ページになります。

大和市長から、令和4年3月1日付で農用地利用集積計画の諮問を受けています。賃貸借権を設定する土地の面積は1,718㎡です。借人の住所、氏名及び貸人の住所、氏名は議案書に記載のとおりです。令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間、賃貸借権を設定し、露地野菜を栽培する計画です。借人はトラクター等農機具を所有し、現在3万5,262㎡を経営しています。農業経営者1名、農業専従者2名で農業経営を行っております。令和4年3月9日に、上野委員と事務局で現地に赴き、貸人及び借人に聞き取りを行いました。

以上の計画の内容は、いずれも借人の経営状態、従事日数など農業経営基盤強 化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員の説明をお願いいたします。

受付番号1番及び6番について、真壁委員、お願いします。

○眞壁委員 受付番号1番については3月11日に、受付番号6番については3月22日に、事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。どちらも現地は管理されており、問題ないと思います。また、どちらの借人についても、他の農地を借りて良好に耕作しており、問題ないと思います。

以上です。

○議長ありがとうございます。

続いて、受付番号2番について、荒井委員、お願いします。

○荒井委員 受付番号2番について、2月9日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人と お会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。借 人については、ほかの農地も良好に耕作しており、問題ないと思います。

○議長ありがとうございました。

以上です。

続いて、受付番号3番から4番について、上野委員、お願いいたします。

○上野委員 受付番号3番について、2月17日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人 とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。 また、新しく就農するということで、経緯や農業に関する意欲を聞き取りまし た。営農することに問題ないと思います。

受付番号4番について、3月9日に事務局と現地へ赴き、貸人及び借人とお会いし確認いたしました。現地は管理されており、問題ないと思います。借人については、他の農地も借りて良好に耕作しており、問題ないと思います。

以上です。

○議長 ありがとうございました。

地元委員による説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。

長谷川委員。

○長谷川委員 議案書7ページの3番の内容についてですけれども、作物がハウスイチ

ゴとなっておりまして、契約期間は1年となっているのですね。これは新規なので、とりあえず1年間様子を見て、それで、また更新する予定であるという認識でよろしいのでしょうか。

- ○議長 事務局。
- ○事務局 はい、お見込みのとおりでございます。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 続きまして、8ページの6番の件ですけれども、住所が横浜市にあるのですが、通作に関してはいかがでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 こちらの借人ですけれども、22ページの地図の北側ですが、そちらも既に 耕作しておりまして、その隣を今回借りるということになりますので、通作距 離については問題ないと考えております。

以上です。

- ○議長 ほかに質疑、ご意見等ございましたら。 遠藤委員。
- ○遠藤委員 受付番号の3番についてですが、ハウスイチゴと記載があったのですが、 恐らくそのほかの畑の部分もかなりの面積があると思うのですが、何か耕作す る予定の計画を聞いていたら教えていただきたい。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 ハウス以外のところですが、今、緑肥をまず2年程度続けた後に、果樹ですとか、それから露地野菜のほうを計画していると伺っています。
- ○議長 ほかに質疑、意見ございましたら。 池田委員。
- ○池田委員 受付番号1、2ですけれども、先ほどの説明によると農福連携の話が出ましたが、この農業補助者の中で、ある障害を持った方、ハンデを持った方はどのぐらいいらっしゃるのですか。あるいは、どの程度の方をこの会社では雇おうとしているのか、その辺ちょっとわかったら教えていただきたいです。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 まず、受付番号1番につきましては、この農業補助者と書いてあるほうが、

基本的にその人数と考えております。

また、受付番号3番に関しては、現状まだゼロという形でございますので、特に、これから移管していくと聞いております。

以上です。

- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 移管という、要するに募集するということですか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 合同会社ですけれども、現状として農福連携をやっていらっしゃる会社ではあるのですが、福祉の部分が大分大きくなってきているというところで、農業の部門を切り分けて、こちらに集約するという形に段階を変えてこられる予定があります。まずは、立ち上げた直後ですので、ハウスイチゴからという形にはなろうかと思いますが、そこの経営が落ちついた段階で、徐々に合同会社の農業をこちらに移していくという計画を立てていらっしゃいます。
- ○議長 池田委員、よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見がありましたら。

木村委員。

○木村委員 この1から6にかかわらず、昨年の5月以降、こういう農地利用集積ということで毎回総会ごとに出てくるわけですが、今後、大和市の全体の中で、私が住んでいる南部だけ見ても、現状ではかろうじて経営はできているけれども、これが3年、5年、10年後の畑はどうかと。後継ぎの問題も含めて、非常に先行き思わしくないというか、そういう感じも受けるのだけれども、そういう中で、新規で集積利用される方が出てきて非常にいいことだと思います。その辺を含めて、今後の見通しとして、例えば、遠方から利用される方もいるということで、全県的な利用者が出てくるというのは、我々、将来この大和の農業について、何とか農地を残したいという面では非常にありがたいことですが、その辺の見通しを含めて、今後こういう利用者が切れ目なく見つかるのかどうか。大ざっぱな話で申し訳ないけれども、その辺の見通しというか、その辺はどんなふうに農業委員会の事務局サイドとしては考えておられるのか、ちょっとお聞かせいただきたい。

- ○議長 事務局。
- ○事務局 今の委員のご質問、主に担い手の部分等ございましたけれども、やはり高齢 化が進む中で耕作が非常に難しい方が増えてくるのは予想されるところなので すが、そういったときにおいて、今後、農業に関して技術がある方が出てきた 場合については、その辺は農業委員会または農政課のほうとしても、マッチン グをして、農地として継続させていただきたいとは考えております。
- ○議長 木村委員、よろしいですか。

ほかに質疑、ご意見ございませんか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画についてを採決いたします。

受付番号1番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号1番は、諮問どおり答申することに決 定いたしました。

受付番号2番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号2番は、諮問どおり答申することに決 定いたしました。

受付番号3番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号3番は、諮問どおり答申することに決 定いたしました。

受付番号4番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、受付番号4番は、諮問どおり答申することに決 定いたしました。

受付番号6番について、諮問どおり答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(举手全員)

- ○議長 挙手全員であります。よって、受付番号 6 番は、諮問どおり答申することに決 定いたしました。
- ○議長 日程第10、議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法 律第3条第1項の規定による承認申請についてを議題に供します。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第4号についてご説明いたします。

特定農地貸付けとは、農地の貸付けで、次の条件に該当するものを言います。 1、10アール未満の農地の貸付けで、相当数のものを対象とした定型的条件 で行われること。2、営利を目的としない農作物の栽培の用に供するための農 地の貸付けであること。3、貸付期間が5年を超えないこと。の3点が条件と なるものであります。

そして、農業委員会は、承認申請が周辺の地域における農用地の農業上の法律的かつ総合的な利用を確保する見地から見て、農地が適当な位置にあること、かつ、妥当な規模を超えないものであることなど、一定の要件に該当する場合は承認するとなっております。

令和4年3月1日付で申請を受け付けております。議案書は9ページ、資料は24、25ページとなります。新規の承認申請です。

なお、今回承認を求める農園の1区画の面積は、56㎡と230㎡です。承認を受けようとする土地、申請人、申請地所有者の住所、氏名は記載のとおりです。全8区画となります。地元の田邊委員と事務局とで現地等の状況を調査いたしました。

以上の承認申請の内容は、当該農地が周辺との関係等適切な位置にあり、かつ、 妥当な規模を超えないものであるなど、特定農地貸付けに関する農地法の特例 に関する法律第3条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長 事務局の説明が終わりました。

次に、現場等の確認をしていただいております地元委員より説明をお願いします。

田邊委員、お願いします。

○田邊委員 議案第4号につきまして、3月8日に私と事務局で現地確認を行いました。 現地は管理されており、市民農園として使用することに問題ないかと思われます。

私からは以上であります。

○議長ありがとうございました。

委員の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について質疑、意見はございますか。池田委員。

- ○池田委員 全体の話になりますけれども、いわゆるこうした市民農園についての需要 と供給のバランスというのは、本市ではどのようになっているのか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 市が開設している市民農園と、民間の方が開設する市民農園等がありますが、 市の計画での市民農園の数はもう満たしていると考えております。需給のバラ ンスに関しては、やはり北部のほうが希望される方が多い、南部のほうが少な いという形でございますので、そういったところで、中部から北部にかけたこ ういったところで開設することに関しては、問題ないと考えております。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 このような事例のとき、いわゆる供給がオーバーになった場合には、どの ような処置をとるのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 全体の需給のバランス等を考えて検討していくという形では、農政課から聞いております。

以上です。

- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 この備考欄を見ると、 5.6 m^2 7区画と、そのほかに $2.3.0 \text{ m}^2$ 1区画という、この 1区画、 $2.3.0 \text{ m}^2$ 1についてはどのようなものなのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 北側の市立小学校の学童農園として現状貸しているということでございますので、そちらを正式に市民農園として貸し出すということで聞いております。
 以上です。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 確認の上で、いわゆるこの230㎡1区画については、学童農園ということですね。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 現状は、そのように使うと聞いております。以上です。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 幼いころから土に親しむというのは、言ってみれば、給食の残渣の問題とか、そういう問題に影響してくるだろうと思うのですが、今、学校農園として設置されている学校はどのくらいあるのでしょうか。大分少なくなっているように聞き及んでおりますが。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 ちょっと手元に資料がございません。
- ○議長 よろしいですか。池田委員。
- ○池田委員 ちなみに、この利用料金の設定というのは、市としてはある程度定めはあるのでしょうか。この場合、1区画どのぐらいなのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 1区画ですけれども、小さい56㎡のほうで6,000円、230㎡のほうで1万円という料金設定になってございます。
- ○議長 池田委員。
- ○池田委員 特に学校農園については、利用料金は本来市が、教育委員会が払ってもい いと思ってしまうけれども、その辺は要望とさせていただきます。学校農園は、

これからある意味増やしていく方向のほうがいいかなと、いろいろな面でメリットがあるのではないかと思いますので、その辺はひとつよろしくお願いしたいと。要望で。

- ○議長 意見、要望としてお願いします。 ほかに。長谷川委員。
- ○長谷川委員 先ほど特定農地貸付けの条件の一つで、営利目的ではないというお話が ありましたけれども、この営利目的ではないという判断は、どの辺から営利目 的ではないとなるのでしょうか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 借りた人間が営利として売買を行わない、生業として販売を目的としたものではないということが条件となりますので、基本的には自家消費と、あとは、せいぜい周辺の方におすそ分けとか、そういったレベルのものであることが条件という形になります。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 では、仮に、法外という言い方は変ですけれども、べらぼうに高い金額 でそこが貸借されていても、借りた人が販売しない、自家消費、配るということであれば、それは営利目的ではないということでよろしいですか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 借りて栽培する人間が営利目的ではないという形になりますので、所有者が貸し出すのは、当然営利目的というより、農業ですから営利目的は当然なので、そういったことで貸し出すというのは、そういう条件ではないということになります。借りた人間が営利目的でないということが条件です。以上です。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 それと、56㎡が7区画、230㎡が1区画ということで、トータルで622㎡になるのですけれども、資料を見ますと680㎡を目的にするということですが、この差分は何でしょうか。通路か何かとして設定するためのものなのでしょうか。
- ○議長 事務局。

- ○事務局 389-4のところの東側部分を一部通路として使いますので、そこの部分 が差の部分となります。
- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 この230㎡が学校用のものというのは先ほどのお話でわかったのですけれども、これは、この389-4の北側のところからも入れるようにしてしまうということですか。
- ○議長 事務局。
- ○事務局 学校のほうのフェンスにドアが付いていまして、そちらから出入りすること ができます。

以上です。

- ○議長 長谷川委員。
- ○長谷川委員 そうしますと、先ほどの差分の面積については、この 5 6 ㎡の 7 区画に 対して必要なものという認識でよろしいのでしょうか。
- ○事務局 そのとおりです。
- ○議長 ほかに質疑、ご意見等ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、採決してまいります。

議案第4号、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1 項の規定による承認申請についてを採決いたします。

議案第4号について、承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

- ○議長 挙手全員であります。よって、議案第4号は、承認することに決定いたしました。
- ○議長 日程第11、議案第5号、下限面積の設定についてを議題に供します。 事務局、説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、ご説明いたします。議案書は10ページ、総会資料は26ページをごらんください。

下限面積(別段の面積)の設定についてでございますが、現行の下限面積30

アールから変更を行わない旨の提案をするものです。

概略といたしましては、本市の農家の耕作面積別の分布が昨年と大きな変わりがなく、また、遊休農地率が低いことから、下限面積の30アールを変更しないものとするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。本件について、質疑、意見ございますか。

(発言者なし)

○議長 質疑を終結いたします。

これより、議案第5号、下限面積の設定についてを採決いたします。 本件を、原案どおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 挙手全員であります。よって、議案第5号は、提案のとおり決定いたしました。 これにて、本日の総会に付議された案件は全て終了いたしました。

よって、令和4年3月大和市農業委員会第3回総会を閉会いたします。

午前10時50分 閉会